# こけこっこ一通信 NO.1

### ■ごあいさつ



皆様、こんにちは。東京矯正管区更生支援企画課長の都坂(とさか)と申します。 当課は、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年 に「再犯防止推進計画」が閣議決定されたことに関連し, 矯正行政に関する地方 公共団体や地域の民間支援団体・関係機関の総合窓口として,平成30年4月に設置 されました。現在,私を含め計5名の職員が勤務しています。新設課ということで, 十分なノウハウがなく、迷いや悩みは尽きませんが、再犯防止という目的に 向かって一丸となって日々奮闘しているところです。

この「こけこっこー通信」は、再犯防止施策のこと、また、当課を通じて矯正の ことを少しでも知ってほしいという私たちの思いを形にしたもので, 再犯防止に 関わりのある地方自治体等の皆様を中心に配信してまいります。「こけこっこー通 信上が再犯防止に向けた前向きな取組のきっかけとなることができれば幸いです。

### ■知ってた?施設等の違い!

し,矯正処遇を実施

少年刑務所…少年受刑者や26歳未満の受刑者

などを収容し,矯正処遇を実施

**拘置所**……被告人,被疑者など,主に刑の確定

していない人を収容

**少年院**……家庭裁判所から保護処分として送致

された少年等を収容し,矯正教育等

を実施

**刑務所**·······懲役受刑者,禁錮受刑者などを収容**□少年鑑別所**···主として家庭裁判所から観護措置の決定に よって送致された少年を収容の他, 審判等

のため, 専門的な知識により鑑別を実施

ちなみに

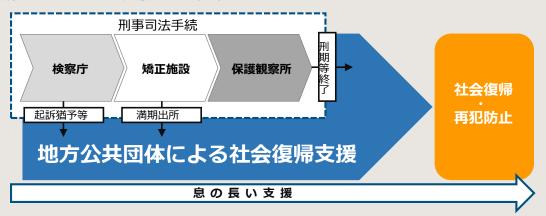
保護観察所…主に, 家庭裁判所の決定により保護観察処分

の少年, 刑務所や少年院から仮釈放等や保護 観察付の執行猶予になった人などに対する

保護観察等を実施

※多くの刑務所、少年刑務所では拘置区を設けて被告人も収容しています。また、拘置所でも、施設の運 営に関する刑務作業に従事する受刑者や、裁判で刑が確定して間がない受刑者を収容しています。

### ■地域社会における支援の重要性



刑事司法関係機関による社会復帰に向けた支援は、刑事司法手続の中に限られているため、安定した 社会生活を送れるようになる前に支援が途切れ、再び犯罪に至っている者が存在します。満期出所者 や起訴猶予者等については、社会内での支援につながらないまま刑事司法手続が終了し、再犯に至る 者が少なくありません。

地域社会や地方公共団体において、刑事司法手続が終わった者を支援していただくことで、犯罪や 非行をした人の真の社会復帰が実現します。地方公共団体と国が連携して犯罪や非行をした人の社会 復帰支援に取り組むことにより、年間約10万人いる刑法犯検挙人員中の再犯者が大きく減少し、

新たな被害者を生まない安全・安心な社会の実現につながります。

# こけこっこ一通信 NO.1-2

東京矯正管区 更牛支援企画課



### ■知的障害受刑者をもっと知って!

### 知的障害受刑者はどのくらい入所しているの?

平成24年12月末日現在の調査によると、全国77の 刑務所等における知的障害を有する受刑者は774人。 知的障害の疑いのある受刑者は500人で総数に占め る割合は2.4%でした。個別知能検査IQについて知 的障害の水準は軽度が77.9%を占め、以下のような 特徴が多く挙げられました。

(出典:法務総合研究所 研究部報告52)

住所不定 未婚 無職





義務教育段階までの学歴 社会福祉サービスを受けた経験がない

教育訓練等を経ずに生活の自立を求められ、その 結果, 短期間に犯罪を繰り返し, 多数回の受刑を 余儀なくされた者も少なくないと推察されます。

### ■知ってた?被収容者にかかるお金!

刑務所等では…1人1日当たり**1,837円**の 予算がかかっています (人件費等を除く)

### 内訳

食糧費	536円
被服費	28円
光熱水料	477円
燃料費	83円
旅費	36円
備品・消耗資材費等	332円
教育経費	63円
医療費	179円
作業報奨金	96円
その他	7円

少年院や少年 鑑別所だと, 金額は変わり ます

1,837円

※平成30年度予算

### ■受刑者の実態に迫る!



65歳以上 が11.8%



外国籍受刑者が 3.9%



高卒未満 が62.5%



68.8%が 無職



合計

犯罪時に 住居不定 が18.2%



精神障害 のある人 が13.4%

(平成29年矯正統計年報)

### ■忘れてはならない被害者の存在

- ●犯罪被害者の方の権利利益の保護のため,犯罪被 **害者等基本法**に基づき、様々な施策が展開されてい ますが,再犯防止に向けた取組においても,被害者 **の存在を十分に認識した上で進めていく**ことが欠か せないものと位置付けられています。
- ●矯正行政の分野では、被害者が希望する場合で、 相当と認められるときに受刑者・少年院在院者の処 週状況などを伝える「被害者等通知制度」が運用さ れています。
- ●また,刑事施設・少年院では,罪の大きさや被害者 等の心情等を認識させるなどし,被害者等に誠意を もって対応するための方法を考えさせるなどする

「被害者の視点を取り入れた教育」が行われています。

### ■再犯率と再犯者率の違い!

再犯率……犯罪により検挙等された者が、その後の 一定期間内に再び犯罪を行うことがどの 程度あるのかを見る指標

### ▶いわば将来に向かってのもの

再犯者率…検挙等された者の中に,過去にも検挙等 された者がどの程度いるのかを見る指標

### ▶いわば過去に遡るもの

※また、受刑のために刑事施設に入所するのが2度 以上の場合は**「再入」**と表現しています

再犯に関する指標を用いる際には、その定義や 計算方法について的確に把握する必要があります

編集 後記 「こけこっこー」は,今年度が再犯防止推進 計画元年であることに掛けて,「夜明け」を 表しています。ご感想,ご質問など当課まで いただけましたら幸いです。



### ■東京矯正管区のホームページを開設しました!

関東1都6県と新潟,山梨,長野及び静岡を対象に,矯正施設に関連した情報を発信しています。

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08\_00101.html



### ■再犯防止対策に関する世論調査

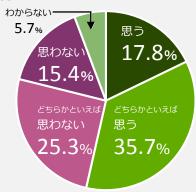
平成30年11月に内閣府から公表された「再犯防止対策に関する世論調査」の一部を紹介します。

調査対象:全国18歳以上の日本国籍を有する者 3,000人(有効回収数 1,666人)回収率55.5%

調査期間:平成30年9月20日~9月30日(調査員による個別面接聴取)

調査目的:再犯防止対策に関する国民の意識を把握し,今後の施策の参考とする。

### □犯罪をした人の立ち直りに 協力したいと思いますか?



### 協力をしたいと思わない理由は

どのように接すれば よいかわからない (44.9%)



犯罪をした人と関わりを持ちたくない(35.5%)

自分や家族の身 に何か起きない か不安(43.0%)

### □再犯防止のためには「誰一人取り残さない」 社会の実現が大切である?



「思う」,「どちらかといえばそう思う」と 合わせておよそ8割の方が賛同する旨の回答 していて,一定の理解は得られています。

### □地方公共団体に求める施策は?



## ■刑務所, 少年院, 少年鑑別所で働く職員って?

**刑務官**……刑務所,少年刑務所又は拘置所に勤務 し,被収容者に対し,日常生活の指 導,職業訓練指導,悩みごとに対する 指導などを行うとともに,刑務所等の 保安警備の任に当たります。

ちなみに

保護観察官…犯罪をした人や非行のある少年が社会 の中で自立できるよう指導や援助を行

う「社会内処遇」の専門家です。

法務教官…少年院や少年鑑別所のほか,刑事施設等で勤務し,幅広い視野と専門的な知識をもって被収容者の個性や能力を伸ばし,健全な社会人として社会復帰させるために,きめ細かい指導・教育を行っています。

法務技官(心理)…心理学等の専門的な知識・技術をいか し、非行や犯罪の原因を分析し、処遇上の指 針の提示や、刑務所の改善指導プログラムの 実施等に携わっています。

このほか矯正施設では、刑務作業・職業訓練の指導に当たる作業専門官, 医師, 看護師, 薬剤師, 社会福祉士, 精神保健福祉士, キャリアカウンセラーなどが働いています。

# こけこっこ一通信 NO.2-2

### 東京矯正管区 更生支援企画課



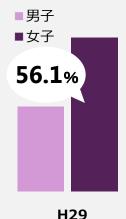
## 児童虐待防止と矯正施設は関わっています(







## ■少年院の少年と被虐待経験



(平成30年度犯罪白書)

平成29年に新たに少年院 に入院した者のうち**男子** は30.9%, 女子は56.1% が虐待を受けた経験があ る(保護者以外の家族に よるもの,18歳以上の少 年に対する虐待を含 む。)と把握されていま す。入院段階では、被害 を申告しない少年もいま すので、実際の数はさら に多いと考えられます。

実際に, 平成27年度に全国の少年院で行われ た調査では、約6割の少年から被虐待経験を有 するとの回答があり、女子の場合にはその割合 が**7**割を超えました。

被虐待体験をした子どもが全て非行化するわ けではありませんが、被虐待体験によるネガ ディブな感情への対処として他者への敵意や攻 撃性が高まる中,被害から逃れるために家出 し,不良な仲間や先輩との関わりの中で攻撃的 な行動が評価され、非行行動が始まり、希望や 大事にしたいものが乏しいまま, 先の予測をす ることなく行動し,不良仲間など周囲の称賛や 非行から得られる気分の発散などの楽しさを感 じ, 危機感を生じないまま非行がエスカレート するプロセスが指摘されています。



# 参考

- ●羽間京子 少年院在院者の被虐待体験等の被害 体験に関する調査について 刑政128(4)14-23 2017.4
- 「子ども・若者が変わるとき」法務省矯正局編

### ■被虐待経験者への対応

少年院は, スケジュールに基づく規則正しい生活 が確保され、また、明確なルールの下で公平性や 規律を保つよう、そして、人権を尊重するよう注 意を払っています。入院前は生活リズムも崩れ, 不安定な環境で生活していた少年に, 安全・安心 が確保されます。

また, 個別担任制によるきめ細やかな心情の把 握と指導を基本としています。教官が自分を理解 し支えてくれるという感覚を持てること、教官と 信頼関係で結ばれ、その指導を受け入れることが できることなど,援助的な周囲の関わりを感じ取 ることができます。

加えて, 成育環境や被虐待経験等に由来する自 尊心の低さや感情統制の問題,これらを背景とし た対人関係の持ち方の問題などに対応するプログ ラムとして, アサーショントレーニング(自己開 示・他者理解の態度を育て, 自尊感情を高めると ともに、状況に適した対応をとれるようになるこ とを目指す), マインドフルネス(瞑想を体験的 に理解させることで衝動性の低減や統制力の向上 等を目指す)が女子少年院を中心に取り入れられ ています。

## ■法務少年支援センターにできること

少年鑑別所では, 法務少年支援センターとして, 年齢にかかわらず, 地域の非行・犯罪の防止に向 け,関係機関や一般の方からの相談対応,ケース 会議や研修会への参加,講師派遣等に当たってい

子どもの非行や問題行動等に悩む保護者の方の 相談に応じる他,地方公共団体が設置する要保護 児童地域協議会への職員派遣、関係機関向けの講 演,個別ケース検討会への参加などの実績があ り, 虐待の未然防止, 関係機関と連携した早期対 応に努めています。

なお、東京矯正管区には、同じ埼玉県内にある さいたま法務少年支援センターに寄せられた依頼 に対応できるスペースを設置しています。一般行 政機関に置かれたアクセスのしやすい 場所として,ご活用ください。

全国共通相談ダイヤル20570-085-085



編集 後記

▼ 2 月の創刊号に続き,第 2 号を発行すること ができました。創刊号は,研修会などで配布し ていただいた自治体もあるとお聞きするなど反 響をいただき,大変うれしい限りです。本誌 は,バックナンバーを含め,東京矯正管区ホ-

ムページにも掲載されています。矯正行政や再犯防止につ いて、できる限り分かりやすく解説していますので、さら に多くの方に読んでいただけたら幸いです。お問い合わ せ,ご質問お待ちしています。TEL. 048-600-1560 

# 🍪 こけこっこー通信 NO.3

東京矯正管区 更生支援企画課 令和元年7月17日



## ■矯正施設所在自治体会議設立総会開催!

6/12(水)に、矯正施設が所在する113の地方公共団 体のうち,90団体の首長を構成員とする矯正施設所 在自治体会議の設立総会が開催されました。

同会議は、矯正施設が所在する自治体の首長が構成 員となってネットワークを形成し,積極的に地域に おける再犯防止施策等を推進することを目的とし て,情報交換,調査研究等を行うために設立された 自治体主導の会議体です。

総会では、矯正施設の被収容者がやがて隣人として 地域社会に戻ること,また,これまでも施設からの





依頼を受けて社会復帰に協力してきたが,更に地域 社会全体として受け入れを進める必要があるなど の理念が確認されました。

また,島根あさひ社会復帰促進センターが所在する 浜田市の久保田市長から,同センターの人的・物的 資源を活用した様々な取組の報告がありました。

### 取組例

市内に学校給食用のパンを製造できる事業者が なくなり,地元のパンを使用した給食を提供で きなくなった

同センターの受刑者が職業訓練で焼いたコッペ パン「通称: おコッペ」を, 平成30年1月から 小中学校の給食に月1回供給

本会議を通じ,再犯防止や矯正施設を活用した取組 が広がることを期待しています。

### ■矯正施設を活用して地域の問題解決を考えるイベント開催!

6/1(土)に, Yahoo! Japan・オープンコラボレー ションスペースLODGEにて、刑務所・少年院×立ち 直り・地方創生アイデアソン(通称:ケイムション) が開催されました。

「アイデアソン」とは, 組織外から集まる参加者に より独創的なアイデアが出されることを期待し て,一定の時間内に集中してアイデアを出し続け るイベントです。法務省職員に加え, 民間企業・団 体や地方公共団体,大学関係者等約160名の多様な メンバーが集まり、少年の立ち直りや矯正施設の人 的・物的資源の地域での活用方法などについて, **140**を超える**アイデア**が出されました。

この中から、参加者の投票による上位9つと自薦 1つのアイデアをグループで討議し、美祢市長、 ヤフー(株)CSR推進室長及び法務省矯正局長によ る審査で3つのアイデアが選出されました。



受刑者が作った食材を提供するこども食堂などの アイデアについて, 今後, 実現に向けた検討が行 われます。

# ■栃木県と刑務所が連携し, 刑務所職員向けの研修開催!

5月下旬から栃木県の職員による刑務所職員を対象 とした研修が,喜連川社会復帰促進センター,黒羽 刑務所及び栃木刑務所で行われました。

栃木県保健福祉部薬務課では「とちぎ薬物再犯防止 サポート事業」を,他地域のモデルとなる地域の実 情に即した再犯防止の取組を法務省が委託する地域 再犯防止モデル事業として実施しています。

満期釈放に至った薬物事犯者に,回復支援プログラ ムなどを提供するとともに,住居や就労など総合的 に支援をするこの事業について,実施に至った経緯

と目的や地域の課題として薬物再犯防止に取り組 む決意などを説明いただきました。

取組の紹介は,対象となり得る受刑者を処遇する刑 務所職員にとって、大変有意義なものでした。

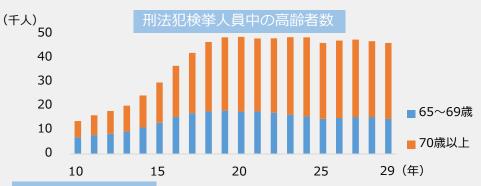
地方公共団体と矯正施設の 相互理解を進めるこうした 取組を,より広く展開したい と思います。



# こけこっこー通信 NO.3-2

東京矯正管区 更生支援企画課

## ■高止まりの高齢検挙者数 窃盗・万引きが多数



# 窃盗罪の者の割合

- ■万引き
- ■万引き以外の窃盗



全年齢層65~69歳70歳~

平成30年版犯罪白書では、「進む高齢化と犯罪」 との特集が組まれました。

ここ15年ほど犯罪の認知件数は減り続けていま すが, 高齢者(65歳以上)の刑法犯検挙人員は, 平成20年までの10年間で急増した後,高止まり しています。高齢者の占める比率を見ると, 平成 10年の4.2%から平成29年の21.5%に上昇して いて,同期間の高齢化率の上昇幅(16.2%から 27.7%)を大きく上回っています。

罪名別に見ると, <mark>窃盗が7割超を占めていて</mark>, そ のうち, 万引きが顕著に多くなっています。女性 は,万引きの割合が極めて高く,65歳~69歳で 全体の約7割,70歳以上で8割を超えます。

また, **窃盗の70歳以上の検挙人員**を見ると, 平 成24年をピークに減少傾向ではあるものの, 平 成10年と平成29年を比べると約4.5倍の約2万4

千人と, 著しく増加しています。

## ■高齢万引き事犯者 の特徴あれこれ





窃取物品金額は 千円未満が 4割



被害店舗は, 非高 齢群より平素か ら客として来店・ 万引きでの検挙 歴がある店の割 合が高い



女性の動機は 節約が約8割, 男性でも約5割



罰金以上の 前科有 男性約8割, 女性約6割

(平成30年版犯罪白書)

### ■高齢受刑者に対する近年の取組例

- 平成30年度から,府中刑務所など全国の基幹施設 8庁で, 認知症の早期診断, 介護専門スタッフの増配 置,帰住予定施設の事前利用体験などにより,入所 した後の早期の段階から, 出所後の円滑な福祉サー ビスにつながるように努めています。
- ✓ 福祉的な支援の必要性が認められるが, 社会復帰 に向けた意欲が乏しい, 福祉制度への理解不足から 福祉的支援を拒否する者への対応として, 生活能力 (金銭管理, 会話スキルなど)の習得, 体力の維持・ 向上,健康管理能力の習得などの指導のほか,各種 福祉制度に関する基礎的な知識を習得させる「社会 復帰支援プログラム」を展開しています。
- ✓ 刑事施設で勤務する社会福祉士等の増配置を進め ています。

## ■特別機動警備隊設置

本年4月,天災事変を含む矯正施設における緊急事 態に対処する「法務省矯正局特別機動警備隊」が、 東京拘置所(東京都葛飾区)に常設されました。全 国の刑事施設から選抜された隊長以下56人の隊員 で構成されていて, 例えば, 矯正施設所在地におい

て大規模災害が発生したとき には, 現地に出動し, 刑務所 等を拠点として,被災者支援 などの活動に従事します。

熊本地震における被災地支援の状況▶



編集 後記

令和の時代に入り, 地方公共団体の皆様とど う再犯防止に取り組んでいくのか紹介するこ とを意識して作成しました。どうぞご意見を お聞かせください。TEL. 048-600-1560